

平成 28 年度
奄美群島特例通訳案内士育成研修受講生募集要項

(奄美群島広域事務組合委託事業)
奄美群島特例通訳案内士育成研修事業事務局

奄美群島は近年、大型クルーズ客船の寄港の増加や LCC の就航、世界自然遺産登録に向け外国人観光客の増加が見込まれますが、奄美群島内における通訳案内士は絶対的に不足している現状です。奄美群島振興開発特別措置法において、奄美群島特例通訳案内士育成等事業の実施が可能となり、この機に国家資格である「通訳案内士」のみならず研修によって資格を取得できる「特例通訳案内士」の人材を育成することを目的としています。

つきましては、本要項に基づき平成 28 年度奄美群島特例通訳案内士育成研修の受講生を、下記のとおり募集します。

記

1. 研 修 名：奄美群島特例通訳案内士育成研修
2. 研修期間：平成 28 年 10 月 1 日（土）～ 平成 28 年 12 月 18 日（日）
3. 研修場所： 下記の 5 会場で実施予定です。ただし、事前審査合格者のうち、研修参加希望者が 2 名以下となった場合は、該当会場での研修を見送ることがあります。
 - ①奄美大島会場（奄美市名瀬）
 - ②喜界島会場
 - ③徳之島会場（徳之島町）
 - ④沖永良部島会場（和泊町）
 - ⑤与論島会場※研修ごとに会場が変わる場合があります。スケジュール（案）につきましては、(株)チャイナゲートウェイ) ホームページに掲載しておりますのでご参考にしてください。

4. 研修科目：

科目	時間	内容
通訳案内士制度	2 時間	通訳案内士制度に関する知識を習得する。
語学	10 時間	外国人観光客を円滑に案内できる語学力を習得する。
ホスピタリティ	2 時間	国別のマナー・習慣を踏まえた表現方法、観光客に誤解を生じさせないコミュニケーション能力を習得する。

地元学	10 時間	奄美群島の概況（自然・地理、歴史、文化、経済・産業）に関する知識を幅広く習得する。
旅程管理	10 時間	観光庁長官の登録を受けた機関の有識者が行う研修を受講し、一般的な旅程管理知識及び交通事情等、奄美群島の実情を踏まえた旅程管理を習得する。
実地研修	20 時間	現役の通訳案内士等の実演を参考に、案内能力を習得する。
救命講習 ※		日本赤十字社、奄美群島内消防署等が行う「基礎講習」「普通救命講習」を受講し、AED の取扱いや応急（救命）手当の知識・技術を習得する。

※日本赤十字社、奄美群島内消防署等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講すること。ただし、既に救命救急の証書を持っている者は任意で受講してください。講習日については、研修希望者が確定してから調整致します。

5. 参加費用

研修参加費用は無料です。ただし、旅費等については各自でご負担ください。

※本事業は、奄美群島の振興発展のため「奄美群島振興交付金」を活用して実施しております。

6. 応募要件：次の要件をすべて満たす者

- (1) 国内に住民登録のある者
- (2) 次の語学レベルを有している者

一定程度の日常会話が可能であり、習熟度を高めることにより、外国人観光客を円滑に案内できる語学能力を有すると認められる者。

英 語：英語検定 2 級相当 の英会話能力

- (3) 日本国籍以外の者は、就労制限が無く（永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者）、若しくは在留資格が「技術・人文知識・国際業務」の者。
- (4) 母国語が日本語以外の者は、日本語能力試験 N 2 相当の日本語能力を有すると認められる者。

7. 募集人数：各会場において、英語 30 名程度

8. 応募方法について

(1) 提出書類等

- ①平成 28 年度奄美群島特例通訳案内士育成研修受講者事前審査申込書
（所定の様式を使用して下さい）
- ②（日本国籍の者）住民票抄本原本
（外国籍の者）住民票抄本原本及び在留カードのコピー

(2) 申込期間

平成 28 年 8 月 2 日 (火) ～ 平成 28 年 8 月 20 日 (土) (当日消印有効)

(3) 申込方法：郵送による

封筒の表に「奄美群島特例通訳案内士育成研修受講者事前審査申込書在中」と朱書きし、「簡易書留」扱いで送付してください。

※「簡易書留」以外の場合、紛失等の責任は負いかねますのでご了承下さい。

〈送付先〉

〒901-0205 沖縄県豊見城市字根差部 251 番地 奄美群島特例通訳案内士育成研修事務局 (株式会社チャイナゲートウェイ内)
--

(4) 「事前審査」受験票の交付

奄美群島特例通訳案内士育成研修事前審査申込書類が完備している方に、8 月 25 日 (木) 以降に受験票を発送します。

※8 月 30 日 (火) になっても受験票が届かない場合は、必ず奄美群島特例通訳案内士育成研修事務局 (株式会社チャイナゲートウェイ内) に電話で照会してください。

電話：070-5279-9909

9. 「事前審査」について

(1) 日時・場所

①喜界島会場：

日時：平成 28 年 9 月 2 日 (金) 18：30～ (予定)

※時間は受験票に記載しています。

場所：喜界町役場研修室

②奄美大島会場：

日時：平成 28 年 9 月 3 日 (土) 14：00～ (予定)

※時間は受験票に記載しています。

場所：奄美会館 2F (奄美市名瀬永田町 1 8-6 大島支庁敷地内)

③徳之島会場：

日時：平成 28 年 9 月 4 日 (日) 14：00～ (予定)

※時間は受験票に記載しています。

場所：徳之島町役場会議室

④沖永良部島会場：

日時：平成 28 年 9 月 10 日（土） 15：30～（予定）

※時間は受験票に記載しています。

場所：和泊町防災センター

⑤与論島会場：

日時：平成 28 年 9 月 11 日（日） 15:30～（予定）

※時間は受験票に記載しています。

場所：与論町防災センター

(2) 結果通知：平成 28 年 9 月 20 日（火）（予定）

本人宛に合否通知を郵送します。（合格者には研修受講申込書を同封します。）

この他、事務局(株)チャイナゲートウェイのホームページでもご案内します。

(3) 事前審査の項目及び内容について

	項 目	内 容
審査方式	合同面接	3名1組（1回15分程度）
審査内容	①英語による自己紹介 ②質疑応答 ③英語による長文朗読	①自己紹介及び奄美群島の観光について ②質問に対し即答できるか ③読み間違い及び発音チェック
合格ライン	①+②+③の合計が70点以上（100点満点）	

※母国語が日本語以外の者は日本語文の長文朗読も併せて実施します。

10. 「資格認定試験」について

(1) 試験日時・会場

下記の2会場で実施します。

○奄美大島会場：平成 29 年 1 月 8 日（日）

○徳之島会場：平成 29 年 1 月 9 日（月・祝）

(2) 受験資格

研修修了証の交付を受けた者

（全ての研修終了後に修了証を交付します。※研修全体の出席率が7割以上の方）

(3) 合格発表：平成 29 年 1 月 26 日（木）（予定）

本人宛に合否通知を郵送します。

この他、事務局(株)チャイナゲートウェイのホームページでもご案内します。

11. 注意事項

(1) 申込書の記入について

①申込書は、青または黒インク（ボールペン可）を用い、楷書で丁寧に記入して下さい。判読不能な文字等が記入されている場合は、受付できないことがあります。

②数字は算用数字を用いて下さい。

③生年月日欄には、西暦（例：1972年5月15日）で記入して下さい。

④本籍・国籍、氏名、生年月日は以下の表に従って記入して下さい。

	本籍・国籍	氏名	生年月日
日本国籍の者	—	住民票どおり	西暦 (住民票どおり)
外国籍の者	国名 (在留カードどおり)	在留カードどおり	西暦 (在留カードどおり)

⑤現住所欄には、住民票または在留カードどおりに記入して下さい。

⑥申込書には押印が必要ですが、氏名を自署した場合には押印を省くことができます。

⑦申込書の「緊急連絡先」欄には連絡可能な場所（勤務先等）をご記入下さい。

⑧申込書に貼付する写真は、カラー又は白黒（スピード写真可）、縦5 cm×横5 cmで最近6ヶ月以内に撮影した、無帽、上半身、正面、無背景、フチなしで本人と確認できるもの（受験時に眼鏡を使用する者は、眼鏡をかけて撮影したもの）とし、写真の裏に住所、氏名を記入して下さい。なお、スナップ写真、写真が不鮮明なもの及び小さいもの等不適當なものは受け付けられません。

⑨以上の記載及び写真等添付資料に不備があった場合、申込書は受理できません。

(2) 試験場での注意事項

①事前審査当日は受験票を必ず所持して下さい。受験票を所持していない方は受験できません。ご注意下さい。

②携帯電話など通信機能がある物は、試験室に入る前に電源を切って下さい。

③事前審査会場、研修会場、試験会場では駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

④指定された会議室以外は入室禁止です。

⑤会議室の備品、私物には手を触れないで下さい。

⑥喫煙については、所定の場所を使用して下さい。

(3) その他

①申込書に記入された住所などを変更したときは、その都度書面でその旨を届け出て下さい。（住所変更の連絡がないと、受験票や合否通知票が届かない恐れがあります。）

②受験票が届いた時点で、受験番号が記載されているかを確認してください。また、受験時間の変更はご遠慮ください。

③受験票は、事前審査合格発表まで大切に保管してください。

④事前審査会場、研修会場及び各日程につきましては、変更することがありますので、ご了承下さい。

⑤電話による合否の照会にはお答えできません。

1 2. 資格認定試験合格後の手続きについて

- ・合格者が奄美群島特例通訳案内士の業務を開始するには、市町村に登録申請書

を提出して登録を受ける必要があります。

- ・登録は、奄美群島内に住民票がある方、救命救急の証書等の交付を受けた者が対象です。
- ・詳しくは、合格後、合格者に対し奄美群島広域事務組合からお知らせ致します。

13. スケジュールの変更について

- ・台風等の自然災害の発生により、事前審査、研修実施等を延期する場合があります。
- ・延期となった場合の時間・場所は追って通知します。

●募集に関する問い合わせ先 奄美群島特例通訳案内士育成研修事業事務局

株式会社チャイナゲートウェイ内 (受付時間：月～金 9：00～17：00)

〒901-0205 沖縄県豊見城市字根差部 251 番地

電 話 070-5279-9909 / FAX 098-987-1449

E-Mail china-gateway001@outlook.jp

H P <http://www.china-gateway.jp/>

●特例通訳案内士制度に関する問い合わせ先

奄美群島広域事務組合 担当：宮原 (受付時間：月～金 8：30～17：15)

〒894-0023

鹿児島県奄美市名瀬永田町 18-6

電 話 0997-52-6032 / FAX 0997-52-9618

E-Mail s-miyahara@amami.or.jp

H P <http://www.amami.or.jp/kouiki/>

-
- ・本受講生募集要項に基づき取得した個人情報、奄美群島特例通訳案内士育成研修実施事務及び統計目的以外に使用することはありません。
 - ・本資格は、奄美群島振興開発特別措置法の期限に基づき、平成 31 年 3 月 31 日までとします。